一 債権者と債務者間の札幌地方裁判所昭和五〇年(ヨ)第二七九号不正競争行為の差止の仮処分申請事件につき、当裁判所が昭和五〇年五月二四日なした仮処分決 定は、これを許可する。

二 訴訟費用は債務者の負担とする。

事 実

第一 当事者双方の求めた裁判

一 債権者

主文同旨の判決

二 債務者

「主文第一項記載の仮処分決定(以下、本件仮処分決定という)を取消す。債権者の本件仮処分申請を却下する。訴訟費用は債権者の負担とする」との判決。

第二 当事者双方の主張 (債権者の申請の理由)

一 債権者は、申請外洞口製缶所に製造依頼した別紙表示のステンレス製牛乳缶型容器(以下、単に本件容器という)に債権者製造のバター飴を入れ、ラベルおよび包装箱を使用して「北海道名産バター飴」と記したものを商品として、昭和四七年四月一一日以降販売しているのであるが、その販売区域は、北海道地方全域から更に広く本州観光地まで及んでおり、昭和五〇年三月までの間の総販売数量および総販売価額は、三七万八、九五〇缶、金二億三、三八〇万五、〇〇〇円に達している。

右「北海道名産バター飴」(以下、債権者の本件商品という)は、容器としてステンレス製牛乳缶型容器を使用していることの特徴のために、酪農業の盛んな北海道のイメージを彷彿させ、北海道地域における特色ある観光土産品として広く認識されており、昭和五〇年三月優良道産品推奨協議会から優良道産品として認定されている程であるうえに、右ステンレス製牛乳缶型容器を、菓子たるバター飴の容器として使用していたのは、債権者のみであつたから、債権者の商品として広く認識されてかたものである。

二 債務者は、北海道地方で菓子類の製造、販売を業とすることを目的として昭和四八年六月一日設立されたもので、その取締役【A】は、もと債権者に雇われ、菓子販売の業務に従事していたものであるが、昭和五〇年三月頃前記申請外洞口製缶所に対し、ほしいままに債権者斡旋名義で、本件容器を申請外有限会社天喜屋本舗に販売納入させたうえ、同年四月中旬頃申請外有限会社天喜屋本舗から右容器に同会社製造にかかるバター飴を入れたものを商品として仕入れたうえ、これに更に債権者商品のラベル、包装箱などと同一の色を使用し、これに類似したラベル、包装箱を使用し、かつ、「北海道銘菓バター飴」と記したものを商品としてこれをその頃北海道地方において販売するに至つた。

三 債務者が右の如く販売している「北海道銘菓バター飴」(以下、債務者の本件商品という)は、本件容器と全く同様の容器を使用し、更に債権者商品と類似の包装箱、ラベル、名称を使用しているところから、債権者の本件商品の出所につき、現に北海道千歳、網走方面の問屋、小売店などから債権者に対し、その確認の問合せがあるなど誤認、混同を生じ、かつ、債権者の営業上の利益が害されており、これらは将来に向つてもその虞れがある。

四 そうして見れば債務者の右行為は不正競争防止法第一条第一項第一号に該当するので、債権者はその差止を請求し得べきものというべく、債権者はこれを被保全権利として昭和五〇年五月二一日当裁判所に対し債務者を被告として右不正競争行為の差止請求の訴を提起したが、その本案の確定をまつては債権者の蒙る損害が莫大になる虞れがあるので、同日当裁判所に対し債務者の右行為の差止の仮処分申請(当庁昭和五〇年(ヨ)第二七九号事件)をなしたところ、当裁判所は、債権者に金二〇〇万円の保証を立てさせたうえ、昭和五〇年五月二四日に、別紙のとおりの仮処分決定をなしたものである。右決定は相当であるから、前記申請の趣旨記載の判決を求める。

(申請の理由に対する債務者の答弁)

一 申請の理由一の事実のうち、債権者が昭和四七年四月ころ本件容器にバター飴を入れ、その主張の如きラベル、包装箱を使用し、「北海道名産バター飴」と表記

したものを販売していたこと、債権者がその主張の如く北海道産品推奨協議会から本件商品につき優良道産品の認定を受けたことは認める。

債権者の本件商品の販売区域が広く本州観光地まで及んでいること、債権者の本件商品表示が、債権者の商品として、広く認識されていることは否認し、その余の事実は不知、但し債権者の本件商品名は「バター飴」であつて、「北海道名産」の部分は、産地の特色を出すため修辞的に用いられているに過ぎないというべきである。

二 同二の事実のうち、債務者が北海道地方で菓子類の製造、販売を業とすることを目的として債権者主張の時期に設立されたものであること、債務者が原告主張のころから本件容器にバター飴を入れ、その主張の如きラベル、包装箱を使用し、「北海道銘菓バター飴」と表記したものを北海道地方で販売を始めたことは認めるが、その余の事実は否認する。

三 同三の事実は否認する。

四 同四の事実のうち、債権者主張の各日時に、本案訴訟の提起及び仮処分申請があり、本件仮処分決定がなされたことは認めるが、その余は争う。 (債務者の主張)

以上、ラベル、包装箱いずれのデザインを比較しても、両商品の類似性は稀薄である。かりに多少の類似性はあるとしても不正競争防止法第一条第一項第一号にいう類似性は認められない。

三1 本件容器は既に菓子販売業者間において一般的に自由に使用せられているものである。既ち、本件容器は、東京都墨田区所在の申請外有限会社富士野金属(旧商号有限会社富士野製作所。以下富士野製作所という)と、アメリカミズーリ州セントルイス市所在のアルミニウム・ハウスウエアーズ社(以下、A・H・C社という)とが、共同で昭和三八年ころ開発した容器であり、以後富士野製作所はこれを製造し、一部はA・H・C社を通して、食品容器として広くアメリカ国内で販売し、又一部は直接国内で販売していたものである。そして富士野製作所は昭和四五

年頃申請外洞口製缶所に対し、本件容器の蓋部分を販売するとともに、その胴部分 の製作及び本件容器の販売を許容した。その後申請外有限会社富士野製缶が設立さ れるや、同会社は本件容器を製造し、昭和四八年以降申請外洞口製缶所に対し容器 完成品を販売し、更に申請外洞口製缶所はこれを広く転売していたものである。又 申請外A・H・C社と同冨士野製作所とは昭和四〇年二月に本件容器に関し、特許 庁に対して意匠登録出願をなしたところ、昭和四二年四月既存の牛乳の集配に使用 されているミルク缶に類似するという理由で出願を拒絶されたもので、本件容器自 体は既に広く知られた意匠に属するものである。

更に申請外雪印乳業株式会社、同池田製菓株式会社等の業者は、債権者が本件商 品を販売するに至つた時期より約一〇年程前から、本件容器とは型式を異にする やはり牛乳缶型容器にバター飴を入れたものを商品として販売しており、千葉 県所在の申請外マザー牧場は、既に本件容器と同型式の容器にバター飴を入れたも のを商品として販売していたものである。債権者は、昭和四六年秋ころたまたま本 件容器を入手し、かつ、前記申請外マザー牧場において本件容器にバター飴を入れ たものを商品として販売していることを知つたことが契機となつて、本件容器にバ ター飴を入れて販売するようになつたに過ぎない。したがつて、本件容器にバター 飴を入れたものを商品として販売することは、何ら商品表示の混同とはならないと いうべきである。

又「北海道名産バター飴」なる表記についても、商品の一般的な名称として使 用せられているものである。既ち、バター飴自体は債権者の創造開発になる製品で はなく、古くからバターを原料の一部とする独特の風味をもつ飴として、北海道内 はもとより広く日本各地の観光地を中心に販売されていたもので、製造所、地域に よつて、その品質、風味に若干の差異はあるものの、それほど大きな差異はない。 「バター飴」という名称も、バターを原料の一部とする飴の商品に広く慣用せら

れている普通名称に過ぎない。

更に、債権者の「北海道名産」なる表示も、地域の特殊性を出すため、道内観光 地で販売されている土産品に広く慣用されている表示であり、殊に「北海道」と 「バター」というつながりから連想される牧歌的イメージ現出のため、特にバタ

製品などに広く慣用されている一般的用法であるに過ぎない。
四本件仮処分決定は、包装箱に入れられてラベルを貼つた本件容器のみならず、
ラベルを貼らない本件容器をも対象としているが、仮に本件仮処分の必要性があるとしても、本件商品を構成する本件容器、対象に表現しているが、 どのような仮処分の必要があるのか厳密に判断すべきであり、一律に仮処分の対象 とした本件仮処分決定は、その限りで不適法というべきである。 五 1 本件仮処分の執行により債務者の倉庫に保管中の本件商品一二個入りの段ボ

五 1 -ル箱四九九ケースが執行官保管となり、債権者倉庫に移された。

しかし、右執行官保管となった容器中には、いずれもバター飴が詰められてお 春に販売する予定でバター飴の包装は〇・〇六ミリの厚さの薄手ビニール袋を 使用している。したがつて、一か月半より長期の保存がきかず、このまま仮処分執 行が継続されると、バター飴が変質して、販売不能となる。

また、執行官保管となつた四九九ケースのうち、 三〇〇ケースについては既に 他との売買契約が成立しているが、このまま仮処分執行が続行されると右契約の履 行が不能となるほか、右売買代金によつて本件容器の仕入先に支払うことになつて いた右容器代の支払も困難となる。 六 よつて、申請の趣旨に対する答弁記載の判決を求める。

(債務者の主張に対する債権者の答弁)

債務者の主張一および二の事実は争う。

同三の1の事実のうち、申請外雪印乳業株式会社および同池田製菓株式会社が 債務者主張の如く牛乳缶容器にバター飴を入れて販売していたことは認めるが、そ の余は不知。但し、両社が使用した容器は本件容器と全くその型状を異にしている うえ、現在では両社とも牛乳缶型容器を使用して販売していない。 同2の事実は争う。

同四及び五の事実は争う。

第三 証拠(省略)

理 由

債権者が昭和四七年四月ころ本件容器にバター飴を入れたものに、ラベル、

包装箱を使用し、「北海道名産バター飴」との名称を付したものを、債権者の商品として販売するに至つたことは、当事間に争いがない。

証人【B】の証言により真正に成立したものと認められる疎甲第一号証、成立 に争いのない疎甲第三号証、第一八ないし二〇号証、対象物につき争いのない疎乙 二、証人【B】、同【C】、同【D】の各証言、債務者代表 第七、八号証の各一、 者本人尋問の結果を総合すると債権者は申請外洞口製缶所に対し本件ステンレス製 牛乳缶型容器の製造を依頼し、これを仕入れたものであること、債権者は、昭和四七年四月ころの本件商品の発売以来同五一年三月ころまでの三年間、本件商品を販売し、既にその販売数量は合計三七万八、九五〇缶、卸総額は金二億三、三八〇万元、000円に満し、賃貸金の大きの方 五、〇〇〇円に達し、債権者の中心的商品となつていたこと、そして、債権者の本 件商品は、昭和五〇年三月優良道産品推奨協議会から優良道産品として推奨を受け た外(このことは当事者間に争いがない)雑誌やパンフレツトに北海道の代表的土 産物として写真付で掲載されたり、有名デパートにおいても販売されるに至つてお り、北海道内においては、ほとんどの土産品店で販売されるに至っていたこと、昭和四七年四月ころ当時、既に申請外池田製菓株式会社、同北海道牧場株式会社は、着色したブリキ製牛乳缶型容器にバター飴を入れたものを商品として販売していた が、これに比し、債権者の本件容器は胴体部分にステンレスを使用していたことな どから好評を博していたことを認めることができる。ところで、債権者の本件商品 は、右容器の表示を以つてしては、未だ一般観光客、小売店の段階でこの出所が債 権者であることを想起させる程度に周知のものであつたということはできない。し かし、前記証人【B】、同【D】の各証言によれば、本件商品は、容器としてステ ンレス製牛乳缶型を使用している特徴を有していたため、少くとも問屋の段階では 債権者の商品として広く認識されていたことが認められるうえ、前示のような販売 実績等からみれば、一般観光客、小売店層においても、債権者の本件商品が特定の 出所より出たものであることの認識は、かなりの程度で広まつていたものと推認す ることができる。そうしてみれば、債権者の本件商品は、殊にバタ一飴の容器にス テンレス製牛乳缶型を使用していることにおいて、少なくとも北海道地方では広く 認識されていたもの即ち周知性を有する商品表示を有していたものということがで きる。

2 対象物につき争いのない疎甲第二号証の一ないし六、第八号証の一ないし六、 疎乙第六号証の一ないし七によれば、債権者の商品と債務者の商品とはその牛乳缶 型容器が前示のようにいずれも申請外洞口製缶所製であり、ただ債権者の容器の胴体部分に北海道の地図と牛のマークを組合せた打出しがあるのに、債務者のそれにはこれがないことの外は外見上は全く同じであり、ラベルについてみると、債権者のそれにおいては、淡黄色の単純な地に「バター飴」という商品名が黒文字で表示され、またラベルの上下部分にそれぞれ濃いオレンジ色の太線と細線の縁どりがされているのに対し、債務者のそれは、空色と濃黄色の地を上下二段に斜めに分け刷りした地に、牧場の牧舎とサイロ、牧牛、牧柵等を画き、「バター飴」という商品

名も黒文字を白で縁どりするというデザインを採用しているものであり、又包装箱については、周辺の部分がオレンジ色で縁どりされている点は両商品とも同じであ り、債権者のそれは、黄色の単色の地に、正面には黒字で「バター飴」という表示 が、また他の三面には同じデザインの「バター飴」という文字が各々白字で表示さ れ、上蓋にはローマ字で黒で会社名が表示されるという表装となつているのに対 債務者のそれは黄色と緑色の二色を上下二段にやや斜めに分け刷りした地に 正面は「バター飴」という黒文字を白で縁どりしたものを、また他の三面には「バター飴」という表示はなく、ラベル同様の牧舎とサイロ、牧牛、牧柵等を画き、上 蓋には「北海道」という文字をオレンジ、緑、黒三色で北海道の地形にデザインした表示がなされており、「バター飴」という文字も、債権者のそれは、丸味を帯びた筆文字で周囲に墨がにじんだ感じのデザインとなつているのに対し、債務者のそれは、角張つた肉太の文字で、周囲部分をデザイン的に欠けたような感じで表示しており、 ており、文字の大きさ等も、債権者のそれは、わざと文字の配列をはずした感じで 箱の面全体をおおうようにデザインされているのに対し、債務者のそれは、文字の 配列も通常であり、大きさも比較的小型にまとめられていることを認めることがで きる。そうしてみると債務者の本件商品表示は、バター飴の容器としてステンレス 製牛乳缶型を使用したことにおいて債権者の商品表示と同一のものを使用したもの というべく、又ラベル、包装箱の点において債権者のそれと類似のものを使用した ものということができ、かつ債務者の右表示の使用は、債権者の本件商品と混同を生ぜしめるものということができる。両商品が、ラベル、包装箱において全く同じ外見を有しているとはいえないが、しかしながら、不正競争防止法第一条第一項第一号においていう「他人の表示と同一若しくは類似のもの」とは、商品の出所につる。 き誤認混同を生ずる虞があるか否かによつて決すべきであり、それには商品に使用 された表示がその外観、称呼、観念等によつて取引者に与える印象、記憶、連想等 を総合して全体的に考察すべく、しかもその具体的な取引状況に基づいて判断する のを相当とするのである。従つて、右類似のものというには、商品表示が細部にわ たるまで完全に一致することが必要とされるわけではない。即ち、需要者は、一般 的に商品購入の態度として商品を詳細に比較して購入するものではないし、又 ず両商品が同時に販売されているわけでもないので、常に細部にわたり比較ができるわけのものでもない。そして、需要者は通常記憶している商品表示のイメージに基づいて商品の選択、購入をなすものであるから、商品表示の類似の判断に際して は、取引事情を全体として観察したうえ、一般需要者ないし取引者において、 を同一又は類似のものと考えるのが通常であるか否かによつて決すべきであるから である。そして、又、その商品表示のイメージを構成する主要な部分で共通のもの があれば、その商品表示は全体として類似があるものとみることができる。

・ では、 ・ でも、 ・ でも。 でも。 でも。 でも。 でがすいのでも。 ・ でも。 でも。 でも。 でがすいのがは、 ・ でも。 でがすいのでも。 でも。 でがすいのでも。 でがすいのでも。 でがも。 でがは、 でいがも。 でがも。 でがも。 でがも。 でがも。 でがも。 でがも。 でがは、 でがも。 でがは、 でがも。 でがは、 でがも。 でがは、 でがは、 でがは、 でがは、 でがは、 でがは、 でがは、 でがは、 でがれる。 でがれる。

三1 ところで、債務者は、債権者の本件商品の容器がステンレス製牛乳缶型であるところ、これを菓子の容器としたことについては、既に他の菓子製造業者において牛乳缶型容器入りバター飴を売出していたから、債権者の本件商品の容器及び販

売方法に何らの独創性、新規性もなく、一般に慣用され自由に使用されていた表示である旨主張する。申請外池田製菓株式会社及び同北海道牧場株式会社が夫々当時年乳缶型容器にバター飴を入れたものを販売していたことは、前示のとおりであるが、しかしながら、同じ牛乳缶型容器とはいつても、一方はブリキ製の着色缶であり、他方はステンレス製の缶であるなど容器の形態、外見が全く異なつており、他方はステンレス製の缶であるなど容器の形態、外見が全く異なつておりい間に混同を生ずるものということはできず、したがつて、本件商品はその容器に混同を生ずるものということはできず、したがつことができるのであるいて自他商品の識別力を十分そなえていたものということができるのであると認知は存しない。そして不正競争防止法第一条第一項第一号にいるのが相当である。

2 又、証人【C】の証言によれば、申請外有限会社洞口製缶所は昭和四五年ころから本件容器を千葉県所在の申請外マザー牧場に対し年間三、〇〇〇ないし四、〇〇個程納入し、申請外マザー牧場においてこれにバター飴を詰め販売していたとが認められるが同証言によれば、その販売区域は千葉県下の申請外マザー牧場下在地に限られていたことが認められるから右の申請外マザー牧場製の牛乳缶型容器入りバター飴の商品表示が、日本国内ないし関東地方において周知性を有するにつていたものとはいえないところであり、債権者の本件商品表示の周知性の妨げとなるものではないのみならず、これが未だ慣用表示であるということはできないののではないのみならず、これが未だ慣用表示であるということはできないのみならず、その使用は慣用表示である旨主張権者の商品表示として周知性はないのみならず、その使用は慣用表示である旨主張する。

「証人【E】の証言およびこれにより成立の認められる疎乙第二号証、第三号証、第一四号証、証人【C】の証言、対象物につき争いのない疎之第五号面の一ないし四によれば申請外有限会社言士野製作所とA・H・C社とは出りの記言、対象物につき事いのないは申請外有限会社言士野製作所とA・H・C社とは出りの設備を依頼してA・大郎に対してA・大郎の出いでは、表に対してA・大郎に対しないがは対してA・大郎に対しないがは対しないがは、A・大郎に対しないがは対しないがは対しないがは対しないがは対しないがは対しな

4 次に債務者は、バター飴自体が債権者の創造による製品でないこと、「バター飴」という名称も一般に広く慣用されている普通名称であること、「北海道名産」「北海道名菓」という表示も一般に慣用されているものである旨主張しているが、債権者は本件においてバター飴自体の販売及び「バター飴」「北海道名産」なる表示の使用自体を独立のものとして、その差止を求めているものではないのであるから、債務者の主張は採用することができない。

四 証人【B】の証言によれば債務者が債務者の本件商品を販売した昭和五〇年三月末から四月にかけて、問屋筋から債権者に対し本件商品の出所についての問合せが、現実に殺到し、債権者と債務者との商品の出所に現に混同が生じていることが認められるから債務者の本件商品の販売がなお行なわれた場合に債権者が営業上の損害を受けることは明らかであり、したがつて、債権者は、不正競争防止法第一条第一項第一号により、債務者の本件容器を使用した商品の製造、販売、販布の差止を求めうるものということができ、又、右差止を仮処分によつてなす必要性もこれを肯認することができる。

五 なお、債務者は本件仮処分の必要性があつたとしても、包装箱、ラベルを貼つ た本件容器、ラベルを貼らない本件容器等に分けてその必要性が異なる結果、その 仮処分の対象となるか否かに差が生ずる旨主張し、すべて一律に仮処分の執行の対 象にした本件仮処分決定は不適法である旨主張するが、商品主体混同行為のあると きは混同を惹起する一切の行為の差止を請求し得るものと解すべきであるから、こ れを実効あらしめる行為についてもこれを求めうべく、しからば、未だラベルを貼 らない本件容器についても本件仮処分の必要があるものということができるから、 この点の債務者の主張は採用し得ない。

六 更に、債務者主張のような特別事情は未だ本件仮処分を取消すべき事情にあた るものとはいえない。

ものとはいえない。 七 よつて、債権者の本件仮処分申請は理由があり、これを認容してなされた本件 仮処分決定は相当であり、又これを取消すべき事情はないから、これを認可するこ ととし、民事訴訟法第八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 磯部喬 畔柳正義 平澤雄二)